

狩猟税の減免措置を受けるための狩猟者登録について

＜ 登録申請書に添付しなければならない書類のご案内 ＞

平成31年度税制改正において、狩猟税の減免措置が令和6年3月31日まで講じられ、「令和6年度税制改正の大綱」により令和11年3月31日まで延長されることになりました。

減免対象者である場合は、狩猟者登録申請書に減免対象者である旨を記載するとともに、減免対象者であることを証する書類を添付のうえ、減免対象者に対応した区分の狩猟者登録を受け、減免措置を受けてください。減免対象者としての要件を満たしていれば、全ての猟法の狩猟者登録において減免措置が受けられます。

ただし、有害鳥獣捕獲許可を有している者が、狩猟税の減免を受けるためには、香川県内で実際に捕獲等に従事した実績を有することが必要です。

(○:適用 ×:適用対象外)

狩猟税の 減免措置	レジャー目的 のみの狩猟者	有害鳥獣捕獲 許可を有して いる者 (※1)	認定鳥獣 捕獲等事業者 の捕獲従事者 (※2)	対象鳥獣 捕獲員 (※3)
1／2 減税	×	○		
非課税	×	×	○	○

※1 狩猟者登録を申請した日前1年以内に、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止等の目的で、市町長から、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の許可を受けて、実際に、その許可に係る捕獲等に従事した者

※2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、都道府県から認定を受けた捕獲事業者の従事者

※3 鳥獣被害防止特別措置法に基づき、市町長から指名又は任命されて捕獲を行う者

申請書に添付する「減免対象者であることを証する書類」

区 分		必 要 書 類	
		(減免対象者であることを証明するため、以下の書類が必要です。)	
1	有害鳥獣捕獲許可を有している者	許可証の交付を受けた者	① 狩猟者登録を申請する日前1年以内に許可された許可証の写し(報告欄を含む) ただし、※捕獲等の年月日(備考欄に記載)、捕獲場所、鳥獣名、捕獲数、処置の概要(殺処分や埋設等)を記載したもの(※ 捕獲等の実績がない場合は、従事した年月日を備考欄に記載する)
		①又は②	
		【1部】	② 市町長の「有害鳥獣捕獲許可に係る従事証明書」
		従事者証の交付を受けた者	③ 狩猟者登録を申請する日前1年以内に交付された従事者証の写しと鳥獣捕獲事業指示書の写し(捕獲等報告欄を含む) ただし、※捕獲等の年月日(処置の概要欄に記載)、捕獲区域、鳥獣名、捕獲数、処置の概要(殺処分や埋設等)を記載したもの(※ 捕獲等の実績がない場合は、従事した年月日等を処置の概要欄に記載する)
		③又は④	
		【1部】	④ 市町長の「有害鳥獣捕獲許可に係る従事証明書」
2	認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者 ①～④全て 【各1部】		① 認定鳥獣捕獲等事業者の認定証の写し
			② 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者であることを証する書類
			③ 申請者が所属していた認定鳥獣捕獲等事業者により認定鳥獣捕獲等事業(認定を受けた猟法・対象種等の認定の内容に係る鳥獣捕獲等事業)が実施されたことを証する書類(委託契約書の写し等)
			④ 上記③の事業に従事した際の従事者証の写し(ただし、記載された内容(有効期間、捕獲等の目的・区域等)が、上記③の事業に対応したものに限ります。)
3	対象鳥獣捕獲員	①	対象鳥獣捕獲員であることを証する書類(市町長の証明書)

※ 狩猟者登録申請の際、必要書類の添付がない場合は、減免措置は受けられません。

※ 有害鳥獣捕獲許可を有している者のうち、狩猟税の減免を受けるためには、香川県内で実際に捕獲等に従事した実績を有することが必要です。